

平成28年第1回片品村議会定例会会議録第2号

議事日程 第2号

平成28年3月11日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 平成27年請願第1号 道の駅建設に対して慎重審議を求める請願書
- 日程第 3 陳情第 1号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情
- 日程第 4 陳情第 2号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情
- 日程第 5 陳情第 3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情
- 日程第 6 陳情第 4号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情
- 日程第 7 陳情第 5号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情
- 日程第 8 陳情第 6号 現在及び将来の村民・国民に名実共に平和で豊かな生活を保障する日本にするため「国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃止」に関する意見書の提出を求める陳情
- 日程第 9 議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第30号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第31号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第32号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第33号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第34号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算について
- 日程第17 議案第37号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第38号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第39号 平成28年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第40号 平成28年度片品村介護保険特別会計予算について

- 日程第21 議案第41号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第22 議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第23 議案第43号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例を廃止
する条例について
日程第24 発委第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書
日程第25 閉会中の継続調査申し出について
日程第26 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 平成27年請願第1号 道の駅建設に対して慎重審議を求める請願書
日程第3 陳情第1号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情
日程第4 陳情第2号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情
(日程第3から日程第4まで一括上程)
日程第5 陳情第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情
日程第6 陳情第4号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情
日程第7 陳情第5号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情
日程第8 陳情第6号 現在及び将来の村民・国民に名実共に平和で豊かな生活を保障する日本にするため「国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃止」に関する意見書の提出を求める陳情
(日程第6から日程第8まで一括上程)
日程第9 議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算(第4号)について
日程第10 議案第30号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第11 議案第31号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第12 議案第32号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第13 議案第33号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第14 議案第34号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2

- 号) について
- 日程第15 議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について
(日程第10から日程第15まで一括上程)
- 日程第16 議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算について
- 日程第17 議案第37号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第38号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第39号 平成28年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第40号 平成28年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第41号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第22 議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
(日程第16から日程第22まで一括上程)
- 日程第23 議案第43号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例を廃止する条例について
- 日程第24 発委第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書
- 日程第25 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第26 字句等の整理委任について

会議録2号用紙

片品村議会会議録			第2日
平成28年3月11日			
出席議員11名		欠席議員1名	欠員名
第1番	千明勉		(出席)
第2番	後藤眞平		(出席)
第3番	萩原正信		(出席)
第4番	星野千里		(出席)
第5番	高山悦夫		(出席)
第6番	星野栄二		(出席)
第7番	梅澤志洋		(出席)
第8番	星野精一		(出席)
第9番	千明道太		(欠席)
第10番	星野逸雄		(出席)
第11番	今井功		(出席)
第12番	入澤登喜夫		(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	木 下 浩 美
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	大 竹 光 一
住 民 課 長	金 子 賢 司
保 健 福 祉 課 長	萩 原 明 富
農 林 建 設 課 長	山 崎 康 広
教育委員会事務局補佐	須 藤 幸 夫
給食センター所長	星 野 孝 俊
会 計 管 理 者	千 明 建 太 郎

事務局職員出席者

事 務 局 長	星 野 勝 彦
係 長	金 子 小 百 合

議長（星野千里君） 本日は、9番、千明道太議員については、欠席届が提出されておりますので報告いたします。

なお、教育委員会事務局につきましては、課長補佐の須藤幸夫君が出席しています。本日の会議を開きます。

午後 1時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野千里君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 今井功君及び12番 入澤登喜夫君を指名します。

日程第2 平成27年請願第1号 道の駅建設に対して慎重審議を求める請願書

議長（星野千里君） 日程第2、平成27年請願第1号 道の駅建設に対して慎重審議を求める請願書を議題とします。

平成27年請願第1号について、委員長の報告を求めます。

観光産業常任委員長 星野栄二君。

（観光産業常任委員長 星野栄二君登壇）

観光産業常任委員長（星野栄二君） はい、6番。

委員会の審査結果を報告いたします。

観光産業常任委員会に付託され、平成27年12月定例会より継続審査となっていた平成27年請願第1号の趣旨は、道の駅を花の谷公園内に建設する計画に対して、小学校や児童館の平穏で静ひつな環境が保てない等の理由から、さまざまな地域や幅広い年齢層の意見により一層耳を傾け、ほか地域や見直しを含めたあらゆる可能性を検討し、それが必要であれば適切な時期に適切な場所に建設されるべく賢明な政治判断を行い、慎重な審議を望みますというものです。

3月8日に当委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

村が進める尾瀬の郷構想については、将来の片品村を考えたときに国からの予算措置がある今が好期であり、交流連携拠点整備に関する検討委員会の結果を重く受けとめて、事業推進に向け取り組むべきと考えます。

しかし、子供たちの教育環境に心配する今回の請願の趣旨については理解できる部分もあることから、今後の事業推進に当たっては、村民の意見や要望を尊重し、慎重に進めるべきであるという意見でした。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に諮ったところ、平成27年請願第1号につ

いては趣旨採択とすると決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長（星野千里君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、平成27年請願第1号 道の駅建設に対して慎重審議を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長報告は、趣旨採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年請願第1号 道の駅建設に対して慎重審議を求める請願書は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第3 陳情第1号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情について

日程第4 陳情第2号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情について

議長（星野千里君） 日程第3、陳情第1号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情について及び日程第4、陳情第2号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情について、以上2件を一括議題とします。

陳情第1号、陳情第2号について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任副委員長 萩原正信君。

(総務文教常任副委員長 萩原正信君登壇)

総務文教常任副委員長(萩原正信君) はい、3番。

委員会の審査結果を報告いたします。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号及び第2号の内容は、穴沢サエラ地権者会及び菅沼サエラ地権者会がサエラリゾートに関わる地代、その他山積する諸問題を解決したいので、片品村議会にご協力をお願いしたいというものです。

3月8日に当委員会を開催し、全員出席して慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

サエラリゾートは、第3セクターとして村が大きく関わり平成6年に開業されましたが、平成12年に経営不振に陥り、民事再生法に基づく手続きが進められる中で、片品村振興公社を経営母体として2年半の営業を行いました。その後、民事再生法の手続きが完了し、現在の所有者に売却されました。

既に片品村は、第3セクターとしての関わりはなくなっていますが、開発時に村が関わった経緯を踏まえて、地権者会が抱えている懸案事項の解決に向けて協力すべきであるという意見でした。

以上のような審査経過を踏まえて、当委員会に諮ったところ、陳情第1号及び陳情第2号については、採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長(星野千里君) 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、陳情第1号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、陳情第1号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これから、陳情第2号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、陳情第2号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 サエラリゾートに関わる諸問題の解決に向けての協力を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 陳情第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情

議長(星野千里君) 日程第5、陳情第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情についてを議題とします。

陳情第3号について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任副委員長 萩原正信君。

(総務文教常任副委員長 萩原正信君登壇)

総務文教常任副委員長(萩原正信君) はい、3番。

委員会の審査結果を報告いたします。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第3号の趣旨は、昨年4月より年金が0.9%増額に改定された。本来であれば、物価上昇にリンクし、2.7%増額すべきところをマクロ経済スライド制度が実行され、きわめて低い増額改定となった。

その上、国は、この制度を使ってこの先30年間も年金を下げ続けることを見込んでいる。年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、将来の年金生活者にとっても大変深刻な問題であり、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっていることから、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出を求めるというものです。

3月8日に当委員会を開催し、全員出席して慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

公的年金制度は、老齢や障害による就労不能に対する保障、家計維持者の死亡による被扶養者の生活保障を支えるための制度です。特に、長期化する老後生活の所得を保障し、高齢者の生活を支えていくことを大きな使命としています。

しかしながら、年々支給金額が減少し続けており、経済的に大変厳しい生活を強いられている高齢者も多いのが現状です。安心して高齢期を送れるようにすることが、国や地方自治体にとって、最も重要な課題であることから、本陳情の趣旨を理解し、国に対して意見書を提出すべきという意見でした。

以上のような審査経過を踏まえて、当委員会に諮ったところ、陳情第3号については、採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長（星野千里君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、陳情第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第6 陳情第4号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情について

日程第7 陳情第5号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情

日程第8 陳情第6号 現在及び将来の村民・国民に名実共に平和で豊かな生活を保障する日本にするため「国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃止」に関する意見書の提出を求める陳情

議長(星野千里君) 日程第6、陳情第4号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情についてから日程第8、陳情第6号 現在及び将来の村民・国民に名実共に平和で豊かな生活を保障する日本にするため「国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃止」に関する意見書の提出を求める陳情についてまでの、以上3件を一括議題とします。

陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任副委員長 萩原正信君。

(総務文教常任副委員長 萩原正信君登壇)

総務文教常任副委員長(萩原正信君) はい、3番。

委員会の審査結果を報告いたします。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第4号、第5号及び第6号の趣旨は、先の国会で強行された国際平和支援法及び平和安全法制整備法は戦争するための法律であり、立憲主義、国民主権からも許されるものではなく、早期に廃止することが国民の命を守るためにも大変重要であることから、国に対して、国際平和支援法及び平和安全法制整備法を廃止し、武力によらない平和外交を推し進めることを求める意見書の提出を求めるというものです。

3月8日に当委員会を開催し、全員出席して慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

世界各地でテロ事件が発生しており、昨年はフランス・パリにおいて同時爆破事件やトルコ国によるロシア機撃墜事件等が起きるなど、さらなるテロの発生が懸念されています。法案は既に成立しておりますが、平和な世界を築くことは人類共通の願いであり、賛同者の方々の意見も尊重し、趣旨は理解できることから、趣旨採択すべきものという意見でした。

以上のような審査経過を踏まえて、当委員会に諮ったところ、陳情第4号、第5号及び第6号については、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長（星野千里君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、陳情第4号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、陳情第4号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これから、陳情第5号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、陳情第5号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号 「国際平和支援法・平和安全法制整備法を廃止するよう」意見書の提出を求める陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これから、陳情第6号 現在及び将来の村民・国民に名実共に平和で豊かな生活を保障する日本にするため「国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃止」に関する意見書の提出を求める陳情について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、陳情第6号 現在及び将来の村民・国民に名実共に平和で豊かな生活を保障する日本にするため「国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃止」に関する意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号 現在及び将来の村民・国民に名実共に平和で豊かな生活を保障する日本にするため「国際平和支援法、平和安全法制整備法の廃止」に関する意見書の提出を求める陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第9 議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）について

議長（星野千里君） 日程第9、議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案に対しては、星野精一君からお手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし提出者の説明を求めます。

8番 星野精一君。

（8番 星野精一君登壇）

8番（星野精一君） はい、8番。

修正は、今回計上された中の花の谷公園に建設予定の交流拠点施設の設計費用の削除であります。

詳細説明に入る前に申し添えることがございます。

平成27年11月16日に子どもたちの教育環境を守る会から、道の駅建設に対して慎重審議を求める請願書が主に子育て世代を中心に108名の署名を添えて提出されました。請願の要旨は、道の駅を花の谷公園内に建設する計画に対しては、村民の日常生活に負担を強いる可能性が大いに考えられるため、議員の皆様には、他地域や見直しを含めたあらゆる可能性を検討して、慎重な審議をお願いしますというものであり、この内容については、私も大いに賛成であり、またあらゆる機会を持って問題提起をしてきたので紹介議員とさせていただきます。

11月19日に議会運営委員会が開かれ、この請願にどのような対処をすべきか検討されました。通常であれば、道の駅は商業施設ですので、観光産業常任委員会にお願いすることになります。しかし、公園の真向かいに小学校があり、その父兄たちからの請願であり、また予定地隣に庁舎があり多くの公共施設も近いことから、包括的な議論や整合性を高めるために特別委員会を設置して12人全員で検証しようとは私は提案しました。これには、総務正副委員長も同じ意見でしたが、観光産業常任委員長は、我々6人でそれは可能であるから任せてくれと意見は対立し、多数決となり観光産業常任委員会で諮ることになりました。しかし、今振り返ってみても、場所の性格上、特別委員会を設置して全員でこれを討議すれば、会議はより一層深く幅広くまた先々を見据えたものになっていたのは間違いありません。そして、それを実現させておけば、ここに至るまで全く違った流れがつけられた可能性は大いにあります。

それでは、修正動議の詳細説明に入ります。

日本全国で進みつつある少子高齢化に対しての処方箋の1つとして、コンパクトシティなる言葉を目にする、耳にすることが多くなりました。

これを私たちの村の中心地区鎌田に置きかえてみると、コンパクトビレッジの理想的な形が既に整っていると考えます。役場駐車場に車をとめると、半径100メートル以内にお年寄りでも歩いていける範疇に小学校があり、観光協会があり、商工会があり、近々児童館もでき、郵便局があり、星野医院があり、その隣には群銀が引っ越してきます。森林組合があります、健康管理センター、片品診療所、薬局等、ワンストップでそこから歩いて日々の暮らしに必要なことが済ませられます。まさにコンパクトの見本ではありませんか。そして、これらは基本的には、村内の人々が特定の目的を持ちやってくる施設です。特定少数の村民の目的を果たす基軸として、役場とその駐車場は存在します。

花の谷公園内に交流拠点施設が建設されたとします。この名称自体も、いつの間にか道の駅からどのような意図を持ってか理解できませんがすりかわりましたが、大きな税金を投入する観光施設がその本質であることには変わりありません。ここに来るのは、基本的には村外、県外のいわば不特定多数の人たちであり、またそのような人々を大勢集めなければ経営が成り立ちません。特定少数の村民と不特定多数の村外観光客、このいわば水と油が物理的にも狭いスペースで共存できるのでしょうか。これが1つ目の反対理由であります。

2つ目です。

交流拠点整備に関する検討委員会は、10月2日に各方面の識者を21名そろえてスタートしました。築地原や御座入の河川沿いに造るのとは違って、鎌田中心地区に造るということは、コンセンサス形成、周辺との整合性など丁寧に積み上げる必要があります。しかし、名簿を確認しても、本来村づくり、村おこしのリーダーとなるべき商工会は入っておりません。また、日光方面からの車をメインターゲットにしていると、それ以前から執行部により企画書などで説明を受けてきましたが、その際、合意形成が必要と思えるとうもろこし街道の代表者も入っておりません。そして、鎌田中心地区国道沿いに小学校があるにもかかわらず、教育委員の名前も入っておりません。このようなバランスを欠いた人選をもって決められた事項はいかに提言委員会であれ納得、了承を私にはできません。

3番目です。

懐かしい木造の役場が造られたのは昭和8年のことです。今の庁舎は昭和53年建造です。45年で建て替えて、今年で今の役場38年目。50年を1つの目安とすれば、おおよそ10年先には建て替えの時期がやってきます。既に、雨漏りも出ていると聞いております。10年先は未来ではありません。中長期計画の中に入り、また中心地区活性化の1つの大きなゴールであり、核ではないでしょうか。どうしても花の谷公園内に造りたいのであれば、この次役場をどこにするのかをセットで考えなければ必ずや将来に禍根を残します。これもさまざまな場所を借り、提言提案してきましたが、執行部は受けてくださったという手応えは全くございません。

4番目は、国道とのすり合わせです。

今までの執行部の話を総括すると、公園内に施設を建設する際、駐車場は役場庁舎前のものを村民と兼用するとし、現在の国道沿いの役場正面入り口を塞ぎ、南側の中央公民館側入り口のみとするとあり、メインターゲットを日光からの客と想定するとあります。沼田土木事務所から取り寄せた国道地図を参考にしますと、旧後藤工業ロータリーあたりから150メートルほど沼田に進み、予定入り口までの標高差が10メートル弱、この決して緩いとは言えない国道を上りながら、かつ大きく左に曲がり直線に戻り、50メートルほど進行して車線変更をし、直角に右折をし、今の片品診療所へ向かう道に入り、再びすぐさま右折をしてやっと駐車場に入れます。これまでの判断をドライバーは法定速度の中で行わなければなりません。通いなれた村民でさえ、現在昼間役場に入るとき、あるいは出るとき非常に神経を使っています。果たして、土地勘のない観光客が増えたとき、道路トラブルは大丈夫でしょうか。バスなども加わります。今でも会議などがあると駐車場は手狭です。これは、選定場所が持つ根本的な欠点だと考えます

1番目の理由として、役場周辺はコンパクトビレッジの要としての形が既に整っており、実行されていると述べましたが、そこに欠かせないのが花の谷公園です。平成11年につくられた公園には、税金が約2億円投入されております。沼田を含む利根の自治体で庁舎を軸としたコンパクトビレッジが機能しているのは片品だけです。そして、そこに花を添えているのは、文字どおりの花の谷公園です。コンパクトとは、効率性、機能性を優先したものであり、それらはともすれば冷たくすぎすぎしがちになります。そこに潤いを与えているのは公園ではないでしょうか。コンパクトビレッジの中に、役場の隣に公園が存在することの生み出す憩い、安らぎ、落ちつき、何よりも目の前に直に広がる尾瀬、アヤメ平の四季の移ろい、これらその上に施設が建ってしまえばたちまちに消えてしまう形にはできない、数値化できない尊いものです。私は鎌田の再生、活性化を息の長い視点で見渡すと、そこに公園が残っているということは大変な財産だと強く思います。なくしてはいけない宝物なのです。

以上が、修正動議の詳細説明です。

次に、修正箇所を読み上げます。

お手元の3枚目の紙の、2、歳入、国庫支出金、総務費国庫補助金、地方創生加速化給付金8,280万円を1,680万円減額して6,600万円とします。

3、歳出、企画費、若者雇用創出事業、13、事業委託料7,500万から1,680万を引いて5,820万円とします。

次に、真ん中のページ、第2表繰越明許費の一部を次のように求めるとありますが、総務費の地方創生加速化交付金事業の8,300万から1,680万を引いて6,620万円といたします。

最後に申し上げます。鎌田の活性化を望まない議員は誰ひとりおりません。しかし、その場所をどこからスタートするのかという各論に入ったとき、民家と商業施設、公共施設などがまだら状に入り組んだ中心地区は骨格のしっかりした将来図をまず描き、それにのっとって丁寧に時間をかけ進めるよりほかはないと考えます。詳細説明で述べたような間

題点を公、あるいは私の場で投げかけてはきましたが、執行部との線は交わることなく、平行でここまで来てしまいました。予算の編成権、実行権を持たない議会議員の私にとって、議決権のみが残された意思表示であります。

議員諸君は、大所高所から選良としての賢明な政治判断を下していただきたいと、私は切に望みます。

私たち議員は、今回の施設設計場所について全員でしっかりとした議論、討論をするチャンスが2回ありました。1度は、最初に申し上げた請願のときです。しかし、これは結局、全員で討論することが実現できませんでした。もう一度は、昨年9月定例の議決前の9月11日に開かれた議員会であります。このときも、道の駅が補正予算で上がっており、執行部に詳細説明を求めるといふことで緊急に臨時に行われたものです。午前2時1分より4時24分まで行われた会議では、総務文教常任委員6人のうち5人が活発な質問などを展開しましたが、観光産業常任委員会は誰ひとり発言がありませんでした。

時として、沈黙は金であります。しかし、ヨーロッパの古くからのことわざで最も罪なことは善人の沈黙であるという言葉があります。我々議会議員にとって、沈黙は罪であります。村民益を追求するため、信念を伴った発言を全員で行うことは選良の義務だと私は考えます。

以上です。

議長（星野千里君） これから、修正案に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

まず、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

6番（星野栄二君） はい、議長。

議長（星野千里君） はい、6番、星野栄二君。

6番（星野栄二君） はい、6番。

私は、議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）に対しまして、原案に賛成の立場から討論を行います。

まず、最初に、先ほどの話の中にもありましたけれども、前の会議から常々言っているように、所管の意義は大事だということは私は申し述べさせていただきました。そして、

また、議論がないという話がありましたけれども、我々は我々の委員会の中で詳細に意見を出し尽くし、そして先ほどの説明にもありましたように、慎重に審査を進めてまいりました。

では、今回の予算には平成23年3月に策定された第3次総合計画後期基本計画シンボルプロジェクトとして進めている（仮称）尾瀬の郷駅構想を実現するため、村中心地区を交流拠点エリアとするための事業予算が計上されております。この事業は平成24年3月議会でも概要が示されており、以後数回にわたり住民に対しても広報を通じて周知がなされております。昨年12月に策定されました片品村総合戦略にも主要施策の1つとして掲げられております。人口減少問題に対処するために必要不可欠な事業として、建物整備とあわせてさまざまなソフト事業と一体となって取り組むこととされております。議会に対しまして、慎重審議を求める請願が出されておりますが、一方、地元の鎌田区からは区長ほか263名の住民から、また花の駅農産物販売組合及びかたしなや農産物販売組合、総数226名の会員の会長連名にて村長に対して整備を進めてほしいという趣旨の要望書が提出されていると聞いております。

さて、先日発表されました平成27年国勢調査の速報値によれば、片品村の人口は4,390人で5年前と比べて514人、率にして10.4%減少いたしました。このままでは、25年後には2,000人強、45年後には1,000人を切るという試算が出されております。村の将来について、30年あるいは50年の長い目で見て考えたとき、今できることとしては村外から1人でも多くの旅行客を呼び込み、村内の観光業のみならず、農業や商工業などを含めた村全体の経済循環を活性化し、子どもたちが村に残れる、また村から1度出ても戻ってこられる環境づくりを一日も早く実現することが、今の時代を生きる私たちの果たすべき使命だと思っております。

このような背景の中、政府は地方創生を掲げ、やる気のある自治体に対しては積極的に財政支援をすると表明しております。先般、平成27年の補正予算で地方創生加速化交付金を創設し、自治体が行う地方創生事業の関連に対して10分の10、すなわち全額国の支援でハード、ソフト事業ができるようになり、本村でもこの交付金8,280万円を活用して事業を進めようとしております。内閣府が示しております文書によりますと、計画後の内容変更はできないということでもあります。中心施設の実施設計業務委託1,680万円を減額修正することは交付金全体の大きな変更となりますので、交付認定を受けても交付金全額8,280万円が使えなくなります。村の財政が厳しい中で、事業を進めていくためには国の財政的な後押しが不可欠だと思います。だから、今がチャンスなのであります。

さらに、政府は平成28年度から地方創生推進交付金を創設し、今後5年間にわたり引き続き財政支援をすることとしていますが、今回の加速化交付金の延長線上にあるものであり、仮に今回活用ができなければ、将来的にも支援を受けることが難しくなると危惧しております。

先祖代々守り伝えてきた村の自然、文化、そして村民自身に一層の誇りと敬愛の思いを

発信する拠点、若い世代の村の未来を託すよりどころとして交流連携拠点を造り、将来にわたり持続性のある村であり続けることを切に願い、議員皆さんが村の観光振興、村民の生活を十分に考慮をして賛同していただくことを深くお願いいたしまして、原案に賛成の立場の討論といたします。

議長（星野千里君） 次に、修正案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

まず、本案に対する星野精一君から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（星野千里君） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（星野千里君） 起立多数です。

したがって、議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第30号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第11 議案第31号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第32号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第13 議案第33号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第14 議案第34号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議長（星野千里君） 日程第10、議案第30号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから日程第15、議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの、以上6件を一括議題とします。

説明が終わっていますので、これから6特別会計について一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第30号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第30号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第31号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第31号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第32号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第32号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第33号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第33号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第34号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第34号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算について

日程第17 議案第37号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第18 議案第38号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

日程第19 議案第39号 平成28年度片品村営観光施設事業特別会計予算について

日程第20 議案第40号 平成28年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第21 議案第41号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計予算について

日程第22 議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（星野千里君） 日程第16、議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算についてから日程第22、議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についての、以上7件を一括議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

まず、一般会計について質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

3番（萩原正信君） はい、議長。

議長（星野千里君） はい、3番、萩原正信君。

3番（萩原正信君） はい、3番。

平成28年度当初予算について、副村長に質問いたしたいと思います。

平成28年度当初予算の中で、今回先ほど可決されました平成27年度補正と重複している予算について、6月補正で減額調整を行うと説明いただきました。この予算について確認をしたいと思います。

平成28年度当初予算書の47ページの若者雇用創出事業の13節事業委託料4,359万円の中に交流拠点施設建設実施設計業務委託料ほかを5事業で2,539万円、それから、75ページ、観光振興事業の19節補助金3,612万3,000円の中に2次交通事業補助金600万円、合わせて3,139万円が今回の平成27年度補正予算に含まれているということによろしいのかお伺いいたします。

また、今回の重複している予算について、このまま残しておく理由が先日の説明をいただいた中でどうしても私の頭では理解できないのですが、わかりやすい説明をお願いしたいと思います。

なお、自分なりに調べてみたのですが、地方財政法第3条予算の編成では、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」とあります。今回、国の前倒しによる予算付けにより補正予算に計上しているわけですから、当然不要な予算であると思います。当初予算から削るか、あるいは各地区から要望されている事項等、当初予算に組み込まれていない事業等に予算をつけるなどして、予算編成するのが地方財政法で示している合理的な経費算定と思いますが、また今回の国の財源にも当然限度があると思います。不採択となるリスク等理解できますが、そのときは改めて補正予算をとることが本来の予算編成であると思いますが、このまま重複予算計上し6月補正まで残さなければならない理由について、私

のような薄学な者でも理解できるように説明をいただきたいと思います。お願いします。

副村長（木下浩美君） はい、副村長。

議長（星野千里君） はい、副村長。

副村長（木下浩美君） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

まず、当初予算、あとは補正予算に二重に計上されているのではないかということから
入らせていただきたいと思います。

先日の総務文教常任委員会の席上でもご説明をしたとおりでございますけれども、村の
ほうの当初予算というものと国の平成27年度の補正予算が成立して、地方創生の加速化
交付金、補助率は、先ほどから話が出ておりますけれども10分の10という有利な交付
金を活用するものでありまして、当初予算と補正予算のスケジュールの差から発生するも
のでございます。

当初予算につきましては、この前も話をしましたけれども、入力が昨年12月下旬に
入力をして、1月十数日ですか、半ば前に私副村長の査定、それから村長の査定を経て編
成作業ということになるわけでありまして、国の補正予算成立をしてこの交付金、
大変有利な交付金でございますけれども、この説明会があったのが1月の中旬でございま
す。それを受けて、国のほうに申請をするというのが2月中旬までに出してくれと、それ
も国と内閣府と相談をしながら指導を受けながら作り上げていってくれということで、
大変短い期間ではありますけれども、それを行いまして国に申請をしたということでござ
います。この交付金が採択されるかどうかということについては、3月の中旬にならなけ
ればわからないということでございます。まだ発表になっておりません。全国で事業費ベ
ースで1,000億円というふうになっております。今回全国から集まっている申請され
た金額でございますけれども、全部で1,253億円、253億円オーバーしているわけ
でございますけれども、前回担当といろいろなやりとりをしている中では、それなりの評
価は受けているのかなというふうには思っております。

ただし、最終的には第三者委員会で審査をすると、例えば先駆性があるか、あとは政策
間連携が十分なされているのか、ほかの自治体との連携はどうか、そういったことによ
って評価がされて、最終的に採択の決定がされるということで連絡を受けておりますの
で、ぜひ片品村もこのような事業、いろいろな事業がございますので、ぜひ採択されるこ
とを大いに期待をしているところでございます。先ほど申しましたように、では、当初予
算でなぜ載せているのかといった時点では、当然村の新しい総合計画、第4次総合計画も
できましたし、総合戦略も皆さん、本当に議員の皆さんもそうですし、地域の皆様の声
をいただきながら作り上げましたので、その初年度がまさに今回の当初予算でございます。
限られた予算ではありますけれども、その予算を限りなく有効に使って計上させていただ

いたということでございます。先ほど、国の交付金の内容が国のほうで決まりましたので、それを受けてから有利な財源をもっと使ってもっといいものを造り上げていきたいということで二重計上になったということでございます。

それで、例えばこういうふうな当初予算と補正予算、二重計上はどのようなことかということで群馬県のほうにも確認をさせていただきました。決して違法なことではないということで確認をいただいております。

また、ほかの自治体においても、このような実例というものはございます。当然これが先ほど言いましたように、期待どおり国のほうから採択を受ければ、当然当初予算で計上している金額について、これほどの金額は計上しておりませんが、当然一般財源を使って行う必要はありませんので、速やかに年度途中の議会の中で減額補正を計上したいというふうに思っております。

先ほどの地方自治法の3条の話がございましたけれども、その中にも合理的、経済的という言葉があったかと思うんですけども、当然合理的ということについては、やはりあらゆる可能性を考えてやっていきたいなというふうに思っております。また、もう一つの経済的ということにつきましても、やはり村の財政事情を考えてしっかりと対応をしてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） 3番。

先ほど、副村長が地方自治法と申しましたけれども、地方財政法の誤りです。

いずれにしても、今後このような予算計上が生ずることもあろうかと思えます。本来の形であれば、やはり当初予算は村の1年間の計画を進める大切な予算、先ほどの地方財政法など、関係法令を遵守し、より堅実な予算編成をしていただきたいと思えます。

千明村長就任後、昨年度までの借入金を見ても29億円余りとなっています。昨年度末、合計の未償還元金が33億で、このうち千明村長就任後、借り入れた未償還の元金が26億円です。全体未償還額の約8割を占めているものです。今後も中学校建設や現在推進中の今回予算確保されています地方創生関係でも今後借り入れが発生してくると思えます。財政力指数を見ても決して誇れるものではありません。平成24年の群馬県ランキングですが、35市町村中32位です、下から4番目に位置しています。

これらを認識し、今後の財政運営を圧迫しないようより精査して予算編成していただければと思えます。

以上で、私からの質問は終わります。

議長（星野千里君） はい、村長。

村長（千明金造君） 今の萩原議員の関連の関係で、この30数億というのはご存知のとおり25年間の返済になりますから、何年も前の村長からの合計がこの金額だということ Understandingしていただきたいと思います。

それから、私が就任して基金、この基金をどのぐらい積み立てたかその辺もやはり説明していただかないと、これは借り入れというのは要するに過疎債ですから、基金を17億、15億、16億、これを積み立てたということもそこに触れていただかないと、一方的な説明に終わってしまうので今それを説明させていただきました。

以上です。

議長（星野千里君） はい、3番。

3番（萩原正信君） ですから、現在の未償還元金の合計が33億円で、そのうち千明村長になってからの未償還元金が26億円あるということです。そういう話です。

議長（星野千里君） はい、村長。

村長（千明金造君） だから、それがあつたとしても、十数億の、要するに基金を積み立てたということもそこに含めてくれないと、一方的な要するに借り入れだけを増やしたという捉え方になるんです。それは、もう当然のことながら過疎債です。それで、つい先日財務省のほうから来ていただきまして、そして村の財政に対してその調査した結果をいただいているんです。全く心配がないということで、片品村の財政は安全だということを財務省の前橋局長さんからしっかりと聞いていますので、それだけを報告させていただきます。

副村長（木下浩美君） はい、副村長。

議長（星野千里君） はい、副村長。

副村長（木下浩美君） ただいまの地方債の話がございましたので、ちょうど手元に資料がありましたので、ちょっと、補足で説明をさせていただきたいと思います。

まず、地方債の発行につきましては、借り受けをする場合に事前に国、県に対して協議をして同意を得ることになっているのをご存じのことかと思ひます。ただ、実質公債費比率という部分があるんですね。実質公債費比率が18以上になると、同意ではなくて許可が必要になるということでございます。25%を超えると一般単独事業債が、また、さらに35%を超えると教育福祉施設等の整備事業債にかかわる地方債を起こすことができませんということに、こうなっております。

片品村の実質的公債費比率は幾つかということで、直近のデータなんですけれども、平

成25年度財政数値。これで言いますと7.4%で、26年度の数値で24年から26年度の平均で言いますと、5.5%という数値になっておりますので、同意を得られればよい状態になっているということでございます。

あとは、この利根沼田市町村の実質公債費比率はどういうふうになっているのかということと言いますと、平成25年度の財政状況カードから見ていますけれども、片品村は7.4でございます。ちなみに沼田市が13.1、みなかみ町は14.0、昭和村は9.4、川場村は6.6、片品村より低いのは川場村だけということで、決してこの比率が高いような状況にはなっていないということを説明をさせていただきたいと思えます。

私も、先ほどから話の出ております当初予算を副村長という立場でまず、査定をさせていただきますけれども、将来にわたってこれでやっていけるのかどうかというような点で、収入はどうか支出はどうかということで、いろいろな観点から見させていただいて今回も編成をさせていただいているということをご理解をいただきたいというふうに思えます。

先ほどの地方自治法と地方財政法については私の間違いです、確かに地方財政法の第3条でございます。

以上でございます。

議長（星野千里君） ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

次に、6特別会計について、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（星野千里君） これから、議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(星野千里君) これから、議案第37号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論は、ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第37号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(星野千里君) 暫時休憩いたします。

午後 2時40分

午後 2時47分

議長(星野千里君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長(星野千里君) これから、議案第38号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論は、ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第38号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(星野千里君) これから、議案第39号 平成28年度片品村営観光施設事業特別会計予算について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第39号 平成28年度片品村営観光施設事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 平成28年度片品村営観光施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(星野千里君) これから、議案第40号 平成28年度片品村介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第40号 平成28年度片品村介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 平成28年度片品村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(星野千里君) これから、議案第41号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計予算について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第41号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(星野千里君) これから、議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第43号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例を廃止する条例について

議長（星野千里君） 日程第23、議案第43号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） 議案第43号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

平成28年4月1日をもって村内3小学校が片品小学校に統合されることに伴い、中学校の生徒も含めたスクールバスを運行することになりました。スクールバスには、一定以上の距離がある児童生徒は全員乗車することができます。そのことにより、従来の通学費補助制度は不要となりますので、補助規定を定めたこの条例の廃止をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたもので、平成28年4月1日を施行日とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第43号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 片品村立小中学校児童生徒の通学費補助に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24 発委第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書

議長（星野千里君） 日程第24、発委第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

総務文教常任副委員長 萩原正信君。

（総務文教常任副委員長 萩原正信君登壇）

総務文教常任副委員長（萩原正信君） はい、3番。

発委第1号 年金引下げの流れを止めることを国に求める意見書について、趣旨説明をいたします。

年金は、高齢者が生きるための命綱です。

この年金が5年間で4回ひき下げられ、平成27年は0.9%の増額改定になりました。

しかし、物価・賃金上昇にスライドされれば2.3%引き上げられるはずでした。これが「特例水準」解消のためとし0.5%を減じ、「マクロ経済スライド」が初めて適用され0.9%引き下げられたため、0.9%の増額に止まり実質的には減額となりました。

このマクロ経済スライドは、自動的に年金を引き下げる制度で30年間、毎年約1%弱引き下げ続けようとするものです。

年金削減の流れによる影響は、高齢者だけに止まりません。現役世代の雇用状況を見ると、非正規労働者が多くなっています。年収200万円以下のワーキングプアの労働者も1100万人を超える状況で、将来の年金生活者にとって大変深刻な問題です。

また年金収入は、地方自治体の財政にとって大きな役割を果たしています。昨年10月「地方経済は年金頼み」という新聞記事が大きく掲載されました。それによると「年々、その依存度は高まる」と分析しています。年金の引き下げは、地方自治体にとっても大きな影響を与えます。

このように年金は、高齢者だけでなく現役世代の将来や地方自治体の財政にとっても非

常に大事なものです。

このような状況を改善するために、地方自治法第99条の規定により、マクロ経済スライドの廃止、最低保障年金制度の早期実現をめざし、年金支給の毎月支給を実現し、年金支給開始の年齢をこれ以上引き上げないことを求めて、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書を提出します。

平成28年3月11日、内閣総理大臣、安倍晋三殿。

群馬県利根郡片品村議会議長、星野千里。

以上でございます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、発委第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

議長（星野千里君） 日程第25 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のお

り、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第26 字句等の整理委任について

議長(星野千里君) 日程第26 字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

議長(星野千里君) 第1回定例会の閉会に当たりまして、ひと言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3日開会以来9日間にわたり、条例の制定及び改正、平成28年度一般会計及び特別会計予算並びに平成27年度一般会計及び特別会計の補正予算など、多くの重要案件を審議され、全ての案件を議了して、ここに閉会の運びとなりました。これも議員各位のご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

また、執行部におかれましては、議案審議に当たり、十分な対応とご協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

相変わらず厳しい財政状況の中、予算執行に当たっては、有効的に執行し最大の効果を上げまして、村民の期待に応えられるようお願いいたします。

未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から、本日の3月11日で5年を経過いたしました。改めて、亡くなられました多くの方々にご冥福をお祈り申し上げますとともに、原発事故の一刻も早い収束と復興をご祈念申し上げます。

これから日一日と春の陽気が感じられますが、皆様には健康に留意されまして、ますますご活躍されますようご祈念いたしまして、閉会のあいさつといたします。

議長（星野千里君） この際、村長からあいさつの申し出がありますので、許可します。
村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

閉会に当たりまして、ひと言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位には、3月3日から本日までの9日間、条例の制定、一部改正、指定管理者の指定、さらには、平成28年度一般会計及び6特別会計の当初予算並びに平成27年度一般会計及び各特別会計の補正予算など、数多くの議案をご審議の上、ご認定をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

会期中、それぞれのご意見、ご指導いただきましたことにつきましては、執行に当たり、十分心して努めていきたいと考えております。

村内外を取り巻く経済状況は、相変わらず厳しいものがあります。これからの村政運営は、今までにも増してしっかりとしたものが求められますので、ご認定いただきました第4次片品村総合計画に基づき、限られた財源の効果的、効率的な活用を考えながら、戦略的、計画的な財政運営と自主財源の確保に努めてまいり所存でございます。

本日、3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から丸5年目の日でございます。国では、本日午後2時30分から国立劇場において、東日本大震災5周年追悼式がとり行われました。

村でも、防災無線で村民の皆さんに黙禱のお願いをしたところでございます。あの震災により、かけがえのない多くの命が失われました。最愛の家族やご親族、ご友人を亡くされた方々のお気持ちを思うと、今なお哀惜の念にたえません。改めて、お亡くなりになりました方々のご冥福を慎んでお祈りしますとともに、ご遺族の皆さんや、今なお避難生活を送っておられる方々に心よりお見舞いを申し上げます。

1月下旬に南相馬市制10周年記念式典にお招きをいただき、南相馬市を訪問いたしましたが、甚大な被害から一定の復旧・復興が進んでおり、私も安堵したところでございます。秋には、南相馬市の方々をお迎えし、東小川の村有林において記念植樹を行う予定であります。議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本年度も残すところあとわずかとなりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますご活躍くださいますようお願いを申し上げて、閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

議長（星野千里君） 以上で会議を閉じます。

平成28年第1回片品村議会定例会を閉会します。

午後 3時03分 閉会